

ふるさと納税(寄附)ワンストップ特例制度のお知らせ

各自治体へ行うふるさと納税(寄附)について、税の控除を受けるためには原則として確定申告の手続きが必要です。

ワンストップ特例制度は、一定の要件に該当する方がふるさと納税(寄附)を行った場合に、寄附先の自治体において特例申告の手続きを行うことにより、確定申告の手続きを行わずに、所得税及び住民税を合わせた額がお住まいの市町村に納めるべき住民税の額から控除されるという特例制度です。

この制度は、平成27年4月1日以降に行うふるさと納税(寄附)からが対象となりますので、ワンストップ特例制度を利用される場合は寄附の際にお申し出ください。

○ワンストップ特例制度を利用できる方

- ① 確定申告をする必要がない方
- ② 自治体への寄附先が5団体以内の方

※上記の①及び②について、ふるさと納税(寄附)の有無に関わらず確定申告が必要な方や5団体を超える自治体にふるさと納税(寄附)をした場合は、この特例制度は利用できません。これまでと同様に確定申告の手続きが必要となります。

以上、上記の①及び②の条件を満たし、ワンストップ特例制度を利用される方は、別紙の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入の上、ふるさと納税(寄附)をした翌年1月10日まで(必着)に、荒尾市政策企画課宛て提出してください。

申告の特例制度を利用されない場合は提出不要となります。

なお、本申請書類提出後、転居による住所変更等の記載内容に変更が生じた場合は、ふるさと納税(寄附)をした翌年1月10日まで(必着)に、荒尾市政策企画課宛て別紙の「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。